

地域密着型特別養護老人ホームしあわせの家寒川

防火管理マニュアル

令和6年1月10日改訂

1. 目的

このマニュアルは地域密着型特別養護老人ホームしあわせの家寒川及びショートステイしあわせの家寒川及びデイサービスセンターしあわせの家寒川（以下、「地域密着型特別養護老人ホームしあわせの家寒川」という。）の消防計画に基づいて、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図るための適切な自衛消防活動に繋げることを目的とする。

2. 防火管理者の業務について

防火管理者は、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）
- (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
- (3) 火災予防上の自主検査の実施と監督
- (4) 防火対象物の法定点検の立会い
- (5) 消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
- (6) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
- (7) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (8) 収容人員の適正管理
- (9) 職員等に対する防災教育の実施
- (10) 防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する指導、監督
- (11) 管理権原者への提案や報告
- (12) 放火防止対策の推進

3. 火災予防上の点検・検査について

火災予防上の自主検査・点検を以下の通りに火元責任者が実施する。

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| ① 別表2『自主検査チェック票（日常）「火気関係」』 | ：毎日終業時 |
| ② 別表3『自主検査チェック票（日常）「閉鎖障害等」』 | ：1日2回 |
| ③ 別表4「自主検査チェック票（定期）」 | ：4月と10月の年2回 |
| ④ 別表5「消防用設備等自主点検チェック票」 | ：1月と7月の年2回 |

4. 防火対象物の法定点検及び消防用設備等の法定点検

防火対象物及び消防用設備等の法定点検は、宇摩消防設備保守点検センターに委託して別表6により行う。

※防火管理者は点検に立ち会う。

5. 報告等について

自主検査、自主点検及び法定点検の実施者は、点検結果を定期的に防火管理者に報告する。ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火管理者に報告する。

6. 職員等が守るべき事項

(1) 避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火設備が有効に機能するように次の事項を行わなければならない。

ア 避難口、避難通路、階段には、物品（椅子、テーブル等）を置かない。

イ 階段等への出入口に設けられている扉の開閉（熱・煙等により自動的に閉まる扉を含む。）を妨げるように物品が置いてある場合は、直ちに除去する。

ウ 防火戸の開閉を妨げるように物品が置いてある場合は直ちに除去する。

(2) 火気管理等

ア 喫煙管理について常に注意し、火気設備器具の自主検査と合わせて、終業時等に全員が吸殻の点検を行う。

イ 喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。

ウ 火気設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。

エ 火気設備器具は指定された場所で使用する。

オ 燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しない。

カ 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。

キ 厨房内は常に整理整頓し、グリスフィルターなどは定期的に清掃する。

ク 調理担当者は、火気使用中は、絶対持ち場を離れない。

(3) 防火管理者への連絡、承認事項

次の事項を行う者は防火管理者へ事前に連絡し、承認を受けなければならない。

ア 指定された場所以外で、臨時的に火気を使用するとき

イ 各種火気設備器具を新設又は増設するとき

ウ 危険物等を使用するとき

エ カーテン、絨毯等を設置し又は交換しようとするとき

(4) 放火防止対策

ア 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。

イ 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。

- ウ 建物内外の整理整頓を行う。
- エ トイレ、洗面所の巡視を定期又は不定期に行う。
- オ 火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行う。

7. 自衛消防組織等について

自衛消防組織の編成は、別表7のとおりとする。

8. 自衛消防活動について

消火・通報・避難誘導等の担当者は、下記に示す基準により行動する。

(1) 通報・連絡

- ア 火災が発生したときには、各通報連絡担当又は火災を発見した者は、119番通報するとともに、インカムもしくは内線電話により、火災の状況を事務室及びその他周囲の者に連絡する。
- イ 事務室の職員は、消防機関へ通報するとともに、放送設備により、出火場所や消火・避難誘導などを指示する。
- ウ ぼやで消えた場合であっても、消防機関へ通報する。
- エ 管理権原者、防火管理者が不在のときは、緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火管理者へ連絡する。
- オ 放送は自動火災報知設備と連動した非常放送設備により行う。
- カ 自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めたときは、1名以上を事務室に残し他の者は消火器、マスターキーを持って現場へ急行する。
- キ 現場に急行した職員は、インカムもしくは内線電話により事務室に残った者に状況を連絡する。連絡を受けた職員は、直ちに消防機関（119番）へ通報する。

(2) 初期消火

- ア 初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。
- イ 初期消火担当は、近くにある消火器、屋内消火栓設備を用いて消火する。

(3) 避難誘導

- ア 避難誘導担当は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。
- イ 放送設備、携帯用拡声器等を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。
- ウ 避難方向が、わかりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って、誘導する。
- エ 避難誘導担当は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。
- オ エレベーターによる避難は、原則として禁止する。

(4) 安全防護

- ア 逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸や防火シャッターを閉鎖する。
- イ 空調設備と常用エレベーターの運転は、中止する。

(5) 応急救護

- ア 応急救護担当は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。
- イ 応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。
- ウ 原則として東側駐車場に救護所を設置する。

(6) 救出、救護

応急救護担当は、地震時において前(5)の任務のほか、次の活動を行う。

- ア 倒壊現場付近では、消火器、水バケツ等を用意し、不測の事態に備える。
- イ 救出の優先順位は、人命への危険が切迫している者からとし、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先する。
- ウ 危険が伴う資機材は、勤めて機器の取り扱いに習熟した者が取り扱う。

9. 休日、夜間の防火管理体制について

緊急連絡先 Tel 090-1172-9084 防火管理者 篠原 翔

休日は事務室が日直のみになることから人員が少なくなる。更に、夜間においては夜勤者と宿直者のみでの対応となる。休日、夜間の勤務者は、定期的に巡回する等火災予防上の安全を確保する必要がある。

休日、夜間における自衛消防活動としては、勤務している者など建物内にいる者全員で次の初動措置を行う。

ア 通報連絡

火災が発生したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、他の勤務者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表により関係者に速やかに連絡すること。

イ 初期消火

全員が協力して、消火器、屋内消火栓設備を有効に活用し適切な初期消火を行うとともに防火戸などの閉鎖を行うこと。

ウ 避難誘導

非常放送設備・携帯用拡声器等を使用して火災を知らせ、避難方向等を指示する。

エ 消防隊への情報提供等

消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。

10. 地震対策について

(1) 地震時の災害を予防するため、次の事項を実施する。

- ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。
- イ 窓ガラスの飛散防止措置及び看板、広告塔等の落下防止措置を行う。

- ウ 火気設備器具等からの出火防止措置を行う。
- エ 危険物等の流出、漏えい防止措置を行う。

(2) 地震時の非常用物品等を確保し、有事に備える。

非常用物品等の保管場所は以下の通りとする。

- ① 飲料水 . . . 4 階倉庫
- ② 非常用食料(缶詰・乾パン等) . . . 4 階倉庫
- ③ 医薬品 . . . 医務室
- ④ 懐中電灯 . . . 事務室
- ⑤ 携帯ラジオ . . . 事務室
- ⑥ 携帯用拡声器 . . . 事務室
- ⑦ 救出用資機材 . . . 1 階倉庫

(3) 地震後の安全措置

- ① 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- ② 出火防止
火気設備器具の直近にいる職員は、元栓、器具栓を閉止又は電源遮断を行い、火元責任者はその状況を確認する。
- ③ 出火状況の確認、けが人の発生状況を確認する。
- ④ 地震動終了後、防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備器具及び危険物施設等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置を行う。
- ⑤ 各設備器具は、安全を確認した後、使用する。
- ⑥ 避難通路の確保を行う

(4) 地震時の活動

地震時の活動は、前記「自衛消防活動」によるほか、次の事項について行う。

- ① 情報収集等
通報連絡担当は、次のことを行う。
 - ア テレビ、ラジオなどにより、情報の収集を行う。
 - イ 混乱防止を図るため、必要な情報は店内にいるお客等に知らせる。
- ② 救出、救護
 - ア 救出、救護活動にあたっては、応急救護班を中心とし、他の自衛消防隊員も活用して実施する。
 - イ 負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、地震時の被害状況により緊急を要するときは、救護所、医療機関に搬送する。

ウ 地震時の災害規模によって、消防隊等による救出が困難であると予想される場合は、救出資機材を活用して救助作業を行う。

③ 避難誘導等

ア 各避難誘導担当は、入居者・利用者等を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具などの転倒落下に注意しながら、柱の回りや、壁ぎわなど安全な場所で待機させる。

イ 入居者・利用者等を広域避難場所に誘導するときは、広域避難場所（寒川小学校）までの順路、道路状況、地域の被害状況について、説明する。

ウ 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。

エ 避難誘導は、入居者・利用者等の先頭と最後尾に職員を配置して行う。

オ 避難には、車両等は使用せず全員徒歩とする。

11. 本マニュアルと消防計画の関係について

本マニュアルは消防計画の要点をまとめたものであり、細部については消防計画に準ずるものとする。